

各部隊の長
殿
各機関の長

海上幕僚長

幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第63号）第4条第4号に規定する幕僚長が定める要件について（通達）

標記について、下記のとおり定める。

記

第1 趣旨

この通達は、幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令第4条第4号に規定する幕僚長が定める要件（以下単に「要件」という。）を定めるものとする。

第2 定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部隊等 海上自衛隊の部隊及び機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）をいう。
- (2) 配置指定権者 配置指定について（通達）（海幕人第1652号。43.3.29）第2項に定める配置指定権者をいう。

第3 要件

部隊等の配置指定権者は、当該部隊等に所属する3等海曹たる自衛官について、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することを確認した上で、当該年度の海上自衛隊一般幹部候補生（部内）の選抜試験の受験手続を実施するものとする。

| 文書管理情報 | | | |
|-------------------------|-----------------|-----|-----|
| | 開示 | 部分開 | 不開示 |
| 文書管理者：海幕人事計画課長 | 作成時 | ○ | |
| 一元的な管理に責任を有する者：海幕人事計画課長 | | | |
| 分類番号：50-(1)-ウ | 区分： 1 2 3 4 5 6 | | |
| 作成年月日：2018.3.6 | | | |
| 取得年月日： | 理由： | | |
| 保存期間：特定日以後3年 | | | |
| 保存期間満了日： | | | |
| 本紙を含め：2 枚・冊 | | | |
| 配布先： | 個所 | | |

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項の規定に基づき学士の学位を授与されていること。
- (2) 幹部候補者となることを希望していること。
- (3) 直近の能力評価及び業績評価の全体評語（人事評価に関する訓令（平成28年防衛省訓令第56号。以下この号において「人事評価訓令」という。）第9条第3項（人事評価訓令第14条において準用する場合を含む。）に規定する確認が行われた人事評価訓令第6条第1項に規定する全体評語をいう。）が中位より上又は中位の段階であること。
- (4) 3等海曹たる自衛官としての経験の度合いを考慮した上で、幹部候補者となり得る資質があると認められること。

写送付先：部内全般